

広運免指令第47号

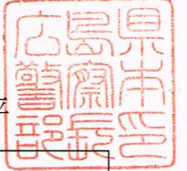
許 可 書

申請人 住 所 安芸郡府中町本町二丁目1番48号  
氏名又は名称 エコ&セイフティ ハイウェイ  
ドライブチャレンジ実行委員会  
及び代表者氏名 大会委員長 鶴 衛

平成29年6月26日付けで申請の財産の使用を次のとおり許可します。

平成29年7月3日

広島県警察本部長 名 和 振 平



財 産 の 示	名称 広島県運転免許センター
	所在 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
	明細 土地 高速体験コース及び職員駐車場 276,245.41㎡のうち17,640.82㎡
使 途	エコ&セイフティ ハイウェイドライブチャレンジ事業の開催場所として
期 間	平成29年8月19日(土) 9:00~17:00 平成29年8月20日(日) 9:00~16:00
使 用 料	使用料の額は、138,060円とする。 ただし、行政財産の使用料に関する条例(昭和39年広島県条例第31号)の改正その他の事情の変更により必要があるときは使用料の額を改定する。
条 件	1 使用者は、使用責任者を指定し、施設の保守管理及び使用に付随して発生する各種事故の防止に万全を期すること。 2 施設を適切に使用し、破損しないように努めること。なお、破損汚損等が発生した場合は、直ちに広島県運転免許センター当直員へ連絡するとともに、使用者側の責任において、遅滞なく原状に復し、運転免許課員の検査を受けること。 3 使用者は、参加者を使用許可場所以外に立ち入らせないこと。また、指定の場所以外での喫煙はさせないこと。 4 職員用駐車場門扉の開閉については、係員を配置するなどして関係者以外が入場しないように措置を講じること。土曜日については、外来用駐車場も同様に措置を講じること。 5 使用終了時には、使用場所の清掃を実施し、広島県運転免許センター当直員の点検を受けること。 6 行政財産使用規則(昭和39年広島県規則第14号)を厳守すること。

### 教 示 文 書

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合又は総務大臣に対して再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決又は当該再審査請求に対する総務大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において、広島県を代表する者は、広島県知事となります。）。

#### ※ 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示文書

#### 行政財産使用上の注意事項

- 1 許可に係る行政財産は、転貸し、又はその使用权を担保に供し、若しくは譲渡してはいけません。
- 2 使用財産の現状、使用の目的又は使用の態様を変更しようとするときは、警察本部長若しくは警察署長の承認を受けてください。
- 3 使用財産の使用に伴うガス、電気、水道等の使用料その他の必要経費は、許可を受けた方が負担してください。
- 4 使用財産を荒廃させ、若しくは毀損し、又は滅失したときは、遅滞なく、原状に復し、警察本部長若しくは警察署長の検査を受けてください。
- 5 つぎに該当する場合は、許可を取り消すことがあります。
  - (1) 使用財産を公用又は公共用に供する必要を生じたとき。
  - (2) 不正の手段をもって許可を受けたとき。
  - (3) 行政財産使用規則又は許可の条件に違反したとき。
  - (4) 使用料を指定期日までに納付しないとき。
  - (5) 故意又は過失により使用財産を荒廃させ、又は毀損したとき。
  - (6) 正当な理由がないのに、使用財産の管理上必要な指示に従わず、又は職員の使用状況検査を拒んだとき。
- 6 使用期間満了後、引き続き行政財産を使用する場合は、期間満了の日の1ヵ月前（使用期間が1ヵ月未満である場合は前日）までに申請書を警察本部長若しくは警察署長に提出して、使用期間更新許可を受けてください。
- 7 使用財産を返還しようとするときは、返還しようとする日の7日前までに返還届を警察本部長若しくは警察署長に提出してください（ただし、当該財産の使用許可期間が1ヵ月未満であるときは、この限りではありません）。

#### ※行政財産使用規則第6条第3項～第11条に基づく行政財産使用上の注意事項